# 新旧対照条文目次

+	九	八	七	六	五	四	Ξ	=	_
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十号)・・・・・・・・・3	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 (平成十五年法律第九十八号)・・・・・・・32	地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第八十四号)・・・・・・・・・31	広域臨海環境整備センター法 (昭和五十六年法律第七十六号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)・・・・・29	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)・・・・・・27	地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成十三年法律第六十五号)・・・・・3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)・・・・・・・・・2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)・・・・・・・・・・・・・・・・

$\overline{}$	١
傍紡	•
σ,	)
部	
分	١
IJ	
改	
正	
部	
分	١

ていると、 「一般廃棄物処理業) 「一般廃棄物処理業)	2~7 (略)  (市町村の処理等)  (市町村の処理等)  (市町村の処理等)	改正案
て の の の の の の の の の の の の の	2~7(略)  2~7(略)  (市町村の処理等)  (市町村の処理等)  (市町村の処理等)	現

朩 出の日から五年を経過しないもの 業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届 五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者 (当該事 ずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第 くは運搬若しくは処分(再生することを含む。 て読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ 第三項 (第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項におい 日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二 法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする )の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若し 条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十 )の事業のい

ホ

条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続

第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十

6 { 13 へ タ (略) (略)

14 れ他人に委託してはならない。 は処分を、 一般廃棄物収集運搬業者は、 一般廃棄物処分業者は、 般廃棄物の収集若しくは運搬又 般廃棄物の処分を、 それぞ

15 (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略) (略)

2 • 3

当するに至つたときは、 げる者にあつては、同号トに係るものを除く。 項第四号イからへまで又はチからヌまで (同号チからヌまでに掲 を市町村長に届け出なければならない。 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、 環境省令で定めるところにより、 ) のいずれかに該 前条第五 その旨

> 規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理 くは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止 由がある者を除く。)で、 の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の て読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ 第三項 (第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項におい 日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二 法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする )の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若し 当該届出の日から五年を経過しな

へ〜ヌ いもの (略)

6 } 13 (略)

14 物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、 般廃棄

15 16 (略)

第七条の二 (略) (変更の許可等)

2.3 (略)

- 2 -

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物 り消さなければならない。 処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取

·二 (略)

項の変更の許可を受けたとき。 第二項又は第七項の許可の更新を含む。 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可(同条 ) 又は第七条の 第一

(略)

2

般廃棄物処理施設の許可)

轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管 処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を 置しようとする者 (第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を 棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設 第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。) 及び一般廃 以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(

2 { 6 (略)

(変更の許可等)

第九条 (略)

2 { 5

(略)

へまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつて 第八条第一項の許可を受けた者は、 第七条第五項第四号イから

(許可の取消し)

第七条の四 処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取(七条の四) 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物 り消さなければならない。

(略)

2

略

(一般廃棄物処理施設の許可)

第八条 除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管 処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を 置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を )の許可を受けなければならない 轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては 以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法 第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。) 及び一般廃 棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。) を設 市長又は区長とする。 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの 第二十条の二第一項を除き、以下同じ。

2 6 (略)

第九条

(変更の許可等)

(略)

2 5 (略)

に届け出なければならない。 ときは、 同号トに係るものを除く。 環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事 ) のいずれかに該当するに至つた

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する ときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取 り消さなければならない。

·二 (略)

更の許可を受けたとき。 不正の手段により第八条第 項の許可又は第九条第一項の変

2 . (略)

(事業者の処理)

2 { 10 第十二条 (略) (略)

この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは 業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

第十二条の二 (略)

2 } 11 (略)

別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合に 別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。 おいて、 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い特 同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その特

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する り消さなければならない。 ときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取

(略)

2 . 3

(略)

(事業者の処理)

2 } 10 第十二条 (略) (略)

業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。 この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物」とあるのは 「その産業廃棄物」と読み替えるものとする。 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第十二条の二 (略)

2 } 11 (略)

おいて、 管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。 別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。 この場合に 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い特 同条第十五項中「一般廃棄物」とあるのは、 「その特別

# (産業廃棄物管理票)

第十二条の三 2 { 7 (略) (略)

けた日から、 票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受 は当該管理票を当該送付の日から、 たとき(同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。 運搬受託者は、 それぞれ環境省令で定める期間保存しなければなら 第二項前段の規定により管理票の写しを送付し 第三項後段の規定による管理

ない。 付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。 規定により管理票の写しを送付したときは、 処分受託者は、 第三項前段、 第四項又は第十二条の五第五項の 当該管理票を当該送

(略)

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第十二条の四 (略)

2 処分を終了していないにもかかわらず、前条第二項若しくは第三 項の送付又は次条第二項の報告をしてはならない。 運搬受託者又は処分受託者は、 受託した産業廃棄物の運搬又は

3 第四項の送付若しくは次条第三項の報告又は同条第五項の送付を 終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、前条 四項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最 終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付又は同条第 五項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最 してはならない。 処分受託者は、前条第三項前段若しくは第四項若しくは次条第

> 8 (略)

(虚偽の管理票の交付の禁止)

第十二条の四

(略)

第十二条の三 2 { 7 (略) (略)

(産業廃棄物管理票)

## (勧告及び命令)

第十二条の六 都道府県知事は、第十二条の三第一項に規定する事 べき旨の勧告をすることができる。 らの者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ず 第六項及び第十項の規定を遵守していないと認めるときは、これ の四第二項及び第三項又は前条第一項から第三項まで、第五項、 等」という。)が第十二条の三第一項から第九項まで、第十二条 業者、運搬受託者又は処分受託者 (以下この条において「事業者

3 2 勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。 都道府県知事は、 都道府県知事は、 第一項に規定する勧告を受けた事業者等が、 前項に規定する勧告を受けた事業者等がその

きことを命ずることができる。 前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後にお つたときは、 なお、 当該事業者等に対し、 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなか その勧告に係る措置をとるべ

(産業廃棄物処理業)

第十四条 (略)

2~4 (略)

ると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合してい

(略)

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ~ニ (略)

(略)

ヘホ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

6 } 12 (略)

(勧告)

第十二条の六 都道府県知事は、第十二条の三第一項に規定する事 ができる。 物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること 業者、運搬受託者又は処分受託者が同条第一項から第七項まで又 を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄 は前条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第十項の規定

(産業廃棄物処理業)

第十四条 (略)

2 { 4 (略)

ると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない 都道府県知事は、 第一項の許可の申請が次の各号に適合してい

(略)

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

イ~二 (略)

(略)

6 } 12 (略)

してはならない。
 省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境3.産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は3

1。 つて委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでなて業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従れ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けたれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けたは処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又 産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又

」と読み替えるものとする。
、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「産業廃棄物の者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において15 第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運搬業

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2

は処分を政令で定める基準に従つて委託する場合その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。た物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。たで定める者以外の者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を強力を受託してはならない。

読み替えるものとする。 、同条第十五項中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において15 第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運搬業

で定める場合は、この限りでない。

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

(略)

2

あるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。 一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」と廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同項中「3 第七条の二第三項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業

(許可の取消し)

(十四条の三の二) 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は の許可を取り消さなければならない。 産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 そ

(略)

条第二項又は第七項の許可の更新を含む。 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可 (同

又は第十四条の二

一項の変更の許可を受けたとき。

2 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業)

2 } 12 第十四条の四 (略) (略)

13 産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。 廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、 の者は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を、 特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以 特別管理産業 特別管理

別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない集若しくは運搬又は処分を、特別管理産業廃棄物処分業者は、特 )くは運搬又は処分を政令で定める基準に従つて委託する場合そ ただし、事業者から委託を受けた特別管理産業廃棄物の収集若 特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、特別管理産業廃棄物の収

(略)

他環境省令で定める場合は、この限りでない。

16 15 集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。 この場合において、 第七条第十五項及び第十六項の規定は、特別管理産業廃棄物収 同条第十五項中「 般廃棄物の」とあるのは

(許可の取消し)

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は の許可を取り消さなければならない。 産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、そ

(略)

2 略

第十四条の四 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業)

2 } 12 (略)

収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。 者その他環境省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業

14 業者は、 理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた特別管 従つて委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りで 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人

15 (略)

16 この場合において、 集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。 第七条第十五項及び第十六項の規定は、特別管理産業廃棄物収 同条第十五項中「 一般廃棄物」とあるのは、

とする。あつては、特別管理一般廃棄物を含む。)の」と読み替えるもの別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合に、「特別管理産業廃棄物(第十四条の四第十五項の規定により特

(変更の許可等)

第十四条の五 (略)

2 (略)

3 とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする 第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」 るものを除く。 とあるのは「 からヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、 知事」と、 特別管理産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県 この場合において、 集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。 第七条の二第三項及び第四項の規定は、特別管理産業廃棄物収 同条第四項中「前条第五項第四号イからへまで又はチ 第十四条第五項第二号イ(前条第五項第四号トに係 )又は第十四条第五項第二号八からホまで 同条第三項中「 般廃棄物の」とあるのは「 同号卜」 (前条 3

( 準用 )

において準用する前条第一号」と、同項第三号中「第十四条第一三の二第一項第二号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の円第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条の正第二号中「第十四条の六。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条の六。第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別第十四条の六。第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別

ら。つては、特別管理一般廃棄物を含む。)」と読み替えるものとす管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合にあ「特別管理産業廃棄物(第十四条の四第十五項の規定により特別

(変更の許可等)

第十四条の五 (略)

(略)

のとする。

」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるもおいて、同項中「一般廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合に及び特別管理産業廃棄物処定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者

(準用)

において準用する前条第一号」と、同条第二項中「前条第二号又三の二第一項第二号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条の四第十一項」と、第十四条の一ついて準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条の音理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に第十四条の六、第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別

」と読み替えるものとする。第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号「項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第「攻若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第

(変更の許可等)

第十五条の二の五 (略)

2 (略)

3

項第二号イ (第七条第五項第四号トに係るものを除く。) 又は第 までに掲げる者にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五 般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、同条第六項中「 棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、 理施設を」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃 物の」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「産業廃棄物処 業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄 と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産 と、「同条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」 設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「第 十四条第五項第二号八からホまで(第七条第五項第四号ト又は第 七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌ 一項ただし書」とあるのは「第十五条の二の五第一項ただし書」 第九条第三項から第六項までの規定は、産業廃棄物処理施設の 第 3

(許可の取消し)

十四条第五項第二号ロ」と読み替えるものとする

きは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると

る前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用す

(変更の許可等)

第十五条の二の五 (略)

(略)

る。

「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と読み替えるものとすり、「一般廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄と、「司該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業の工でにより、とあるのは「第十五条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」とあるのは「第十五条の二の五第一項ただし書」の、第九条第三項から第五項までの規定は、産業廃棄物処理施設の、第九条第三項から第五項までの規定は、産業廃棄物処理施設の

(許可の取消し)

きは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると

第十九条の五 第十五条の十一 2 九条の八において「処分者等」という。) に対し、期限を定めて 同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十 は、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において 分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつて 生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(当該処 分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は は、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処 り消さなければならない その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる ・二 (略) (略) 五第一項の変更の許可を受けたとき。 不正の手段により第十五条第一項の許可又は第十五条の二の 産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつて 削除 第十九条の五 産業廃棄物処理基準 (特別管理産業廃棄物にあつて 2 2 第十五条の十一 一・二 (略) 九条の八において「処分者等」という。) に対し、期限を定めて 同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十 は、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において 分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつて り消さなければならない。 生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(当該処 分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は は、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処 和三十年法律第百七十九号)の適用については、 ンターは、 ンター に対し交付することができる。 き第二十二条の規定による補助金又は予算で定める補助金を、 う場合には、 村の委託を受けて一般廃棄物処理施設の建設又は改良の工事を行 その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる 前項の規定により補助金がセンターに交付された場合には、 補助金の交付等) (略) (略) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 その工事に要する費用に関し市町村に対し交付すべ 国は、 センター が第十五条の六の規定により市町 補助事業者等と

(昭

の者

い。)について、次のいずれかに該当する者があるときは、そい理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含までの一連の処理の行程における管理票に係る義務(電子情報三)当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至る

付した者でいる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。)の規定に違イー第十二条の三第一項(第十五条の四の六第二項において準

### 口・八 (略)

て管理票の写しを送付した者の規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれら二、第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五

、管理票又はその写しを保存しなかつた者が、第十二条の三第五項、第八項又は第九項の規定に違反して

#### へ (略)

は報告をした者ト(第十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して、送付又)

虚偽の登録をした者用する場合を含む。)の規定による登録をする場合においてチー第十二条の五第一項(第十五条の四の六第二項において準

ず、又は虚偽の報告をした者リー第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告サ

四 (略)

2

(略)

の者 いっぱい できょう できょう できょう でっぱい でんぱん いいずれかに該当する者があるときは、そい理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含までの一連の処理の行程における管理票に係る義務 (電子情報二 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至る

をして管理票を交付した者、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載、日は二条の三第一項の規定に違反して、管理票を交付せず

#### 1・八 (略)

をして管理票の写しを送付した者れらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、若しくはこ第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五

存しなかつた者が一年の三第五項の規定に違反して、管理票の写しを保

へ (略)

虚偽の登録をした者「一第十二条の五第一項の規定による登録をする場合において」

ず、|若しくは|虚偽の報告をした者チー第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せ

リ (略)

四 (略)

2

(略)

- 12 -

第二十二条国は、 とする。 有無について、 (国庫補助) (略)

害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うため に要する費用の一部を補助することができる。 政令で定めるところにより、市町村に対し、災

第二十三条の三 都道府県知事は、第十四条第一項若しくは第六項 (許可等に関する意見聴取)

までに該当する事由 (同号八からホまでに該当する事由にあつて 項の認可をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへ 可又は第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一 第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項の許 第十四条の四第一項若しくは第六項、第十五条第一項若しくは 同号口に係るものに限る。次項及び次条において同じ。) の 警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くもの

2

国庫補助)

第二十二条 に掲げる費用の一部を補助することができる。 国は、 政令で定めるところにより、 市町村に対し、 次

ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置に要する費用

うために要する費用 災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行

(許可等に関する意見聴取)

第二十三条の三 都道府県知事は、第十四条第一項若しくは第六項 までに該当する事由 (同号八、 項の認可をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへ 第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項の許 とする。 有無について、 可又は第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一 第十四条の四第一項若しくは第六項、第十五条第一項若しくは 同号口に係るものに限る。 警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くもの 次項及び次条において同じ。)の 二及びへに該当する事由にあつて

2 (略)

(再審查請求)

第二十四条(この法律の規定により保健所を設置する市又は特別区 の長がした処分(第二十四条の四に規定する第一号法定受託事務 に係るものに限る。) についての審査請求の裁決に不服のある者 環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

(手数料)

第二十四条の二 (略)

第二十四条

(略)

(手数料

# (政令で定める市の長による事務の処理)

長が行うこととすることができる。る事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の第二十四条の二(この法律の規定により都道府県知事の権限に属す

請求をすることができる。 ての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査の四に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。)につい2 前項の規定により政令で定める市の長がした処分(第二十四条

#### 事務の区分)

第二十四条の四 。)及び第五項、第十五条の二の三において読み替えて準用する 第八条の五第四項、 する場合を含む。)、第十五条の二第一項から第三項まで(第十 第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第 第十項 (第十四条の五第二項において準用する場合を含む。 十四条の五第二項において準用する場合を含む。 えて準用する場合を含む。)、第十四条の四第 合を含む。)、第十四条の三の二(第十四条の六において読み替 条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四 二項において準用する場合を含む。)、第十四条の二第一項、 五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む 六項まで (第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用 七条の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第 て準用する場合を含む。)、第六項及び第十項(第十四条の) |条の六、第十四条第一項、第五項 (第十四条の二第二項におい 第十四条の三 (第十四条の六において読み替えて準用する場 第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、 第十五条の二の五第一項、 同条第三項におい 項、 )、第六項及び 第五項 (第 第十 同

#### (事務の区分)

第二十四条の四 条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。 の五第一項、 五条の二の三において準用する第八条の五第四項、第十五条の二 おいてこれらの規定を準用する場合を含む。)及び第五項、 第十五条の二第一項から第三項まで(第十五条の二の五第二項に 二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、 三項、第十五条第一項、 五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第 十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の 第二項において準用する場合を含む。)、第六項及び第十項 (第 る場合を含む。)、第十四条の四第一項、第五項(第十四条の五 条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十四 )、第十四条の三の二 (第十四条の六において読み替えて準用す て準用する場合を含む。)、第六項及び第十項(第十四条の二第 一条の六、第十四条第一項、 |項において準用する場合を含む。) 、第十四条の二第一項、同 同条第三項において準用する第九条第三項から第五 第十二条の三第六項、 同条第四項から第六項まで(第十五条の 第五項 (第十四条の二第二項におい 第十二条の五第八項、

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役

若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新を許可(第七条第二項若しくは第七項、第十四条第二項若しくは「項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の「不正の手段により第七条第一項若しくは第六項、第十四条第

三 (略)

含む。

)を受けた者

は第十四条の五第一項の変更の許可を受けた者四の一不正の手段により第七条の二第一項、第十四条の二第一項又

五~八(略)

受けた者
九 不正の手段により第八条第一項又は第十五条第一項の許可を

第一号に規定する第一号法定受託事務とする。第一号に規定する第一号法定受託事務は、地方自治法第二条第九項に係る部分に限る。)、第十九条の三並びに廃棄物の処理施設に係る部分に限る。)、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十一条の二(産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九条の六第一項、同条第二項においた。)、第十九条の四第二項(産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九条第一項(産業廃棄物又は産

条の七第二項、第十八条第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理て準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九

項まで、

第十五条の二の六、第十五条の三、第十五条の四にお

若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役

(略)

二 (略)

三~六 (略)

三項において読み替えて準用する場合を含む。) 又は第九条第    第七条の二第四項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第又は五十万円以下の罰金に処する。  第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役	第二十八条(略)	、又はこれを併科する。をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し第二十七条(第二十五条第一項第十二号の罪を犯す目的でその予備	収集又は運搬をした者	一~三 (略)	2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。十三~十六 (略) 産業廃棄物を輸出した者	て準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物又は十二 第十条第一項(第十五条の四の六第一項において読み替え項の変更の許可を受けた者 不正の手段により第九条第一項又は第十五条の二の五第一十 (略)
又は五十万円以下の罰金に処する。第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役	第二十七条 (略)		又は運搬をした者七(前条第一項第九号又は第十号の罪を犯す目的で廃棄物の収集五・六)(略)		2 前項第九号及び第十号の罪の未遂は、罰する。    八~十一 (略)	七(略)

理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者いて準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物処む。)又は第十五条の二第五項(第十五条の二の五第二項にお二 第八条の二第五項(第九条第二項において準用する場合を含二

虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

四 第十二条の三第二項前段の規定に違反して、管理票の写しを
可を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
で、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事
て、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事

なかつた者

「第十二条の三第二項後段の規定に違反して、管理票を回付し虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

票の写しを送付した者定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規へ第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五項へ

管理票又はその写しを保存しなかつた者七一第十二条の三第五項、第八項又は第九項の規定に違反して、

する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽十二第十二条の五第一項(第十五条の四の六第二項において準用

理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者いて準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物処む。)又は第十五条の二第五項(第十五条の二の五第二項にお一 第八条の二第五項(第九条第二項において準用する場合を含

## の登録をした者

第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、 又は虚偽の報告をした者 報告せ

の届出をした者 第十二条の六第三項の規定による命令に違反した者 第十五条の十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽

第二十一条の二第二項の規定による命令に違反した者

二 第十五条の十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の 届出をした者

第二十一条の二第二項の規定による命令に違反した者

第二十九条
次の各号のいずれかに該当する者は、 罰金に処する。 五十万円以下の

項を記載せず、 する場合を含む。 第十二条の三第一項 (第十五条の四の六第二項において準用 第十二条の三第二項前段の規定に違反して、 管理票を交付せず、又は第十二条の三第一 若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者 以下この号において同じ。 項に規定する事 の規定に違反し 管理票の写しを

送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは 虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

なかつた者 第十二条の三第二項後段の規定に違反して、管理票を回付し

管理票の写しを送付した者 の規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、若しくはこれら 第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五項

しなかつた者 第十二条の三第五項の規定に違反して、管理票の写しを保存

交付した者 第十二条の四の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を

第十二条の五第一項(第十五条の四の六第二項において準用

七

- 18 -

金刑を科する。
に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げ第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

| 二十七条、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十条 | 各本| | 第二十五条第一項(前号の場合を除く。)、第二十六条、第| | 号若しくは第十五号又は第二項 | 一億円以下の罰金刑 | 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四|

附則

条の罰金刑

(国の無利子貸付け等)

第四条

<u>の登録をした者</u> する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽

、若しくは虚偽の報告をした者八の第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず

金刑を科する。
に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰る規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げ第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

以下の罰金刑の第二十五条第一項第九号若しくは第十号又は第二項の一億円

二十七条第二号又は第二十八条から第三十条まで 各本条の罰二 第二十五条第一項(前号の場合を除く。)、第二十六条、第

附則

金刑

(国の無利子貸付け等)

の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む | 知定の規定を含む | 知定の補助の割合について、第二十二条の規定(この規定に | 知がその費用について補助することができるごみ処理施設及びし | 国がその費用について補助することができるごみ処理施設及びし | 知の補助の割合について、第二十二条の規定(この規定に | 別理施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活 | 別の理施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活 | 別の理施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活 | 別の関係を表する | 日の規定により | 別の規定により | 別の規定がある場合により | 別の規定を含む | 別の規定がある場合により | 別の規定を含む | 別の規定がある場合により | 別の規定を含む | 別の表にとなる | 別の表にとなる

2 子で貸し付けることができる。 要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、 設 ( 公共下水道及び流域下水道を除く。 ) の建設又は改良の工事 その者に対し市町村が補助する費用に充てる資金の全部又は一部 用に充てる資金の一部を、 するものにつき、 社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当 する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「 式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関 で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに (公共下水道及び流域下水道を除く。)の設置で日本電信電話株 国は、当分の間、 予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。 当分の間、市町村に対し、廃棄物を処理するための施設 市町村が自ら行う場合にあつてはその要する費 センターに対し、廃棄物を処理するための施 市町村以外の者が行う場合にあつては 無利 2 3

を含む。) 以内で政令で定める期間とする。 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年 (二年以内の据置期間

、政令で定める。 金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による貸付

金額を無利子で貸し付けることができる。 以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する

無利子で貸し付けることができる。のに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するもの施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の建設又は改良の3 国は、当分の間、センターに対し、産業廃棄物を処理するため

を含む。) 以内で政令で定める期間とする。 4 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年 ( 二年以内の据置期間

項は、政令で定める。(貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事が可に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による)

金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補には、当該貸付金の対象である事業について、第二十二条の規定国は、第一項の規定により、市町村に対し貸付けを行つた場合

5

対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業につ

項又は第二項の規定により、市町村又はセンター に

金に相当する金額を交付することにより行うものとする。助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還いて、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補

償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該き定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定を受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づ6 市町村又はセンターが、第一項又は第二項の規定による貸付け

8

る。付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとすし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸る事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものと

とみなす。
については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたもの場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第四項及び第五定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第四項及び第五

京の人質により での規定により市町村の委託を受けて一般廃棄物処理施設(前条第 「可又は第二項の規定による貸付けの対象となるものに限る。」 「可又は第二項の規定による貸付けの対象となるものに限る。」 「可又は第二項の規定による貸付けの対象となるものに限る。」 「可要設又は改良の工事を行う場合について準用する。この場合に できがして、第十五条の十一第一項中「交付すべき第二十二条の規定 による補助金又は予算で定める補助金」とあるのは「貸し付ける できが見ている。」 「可以は第二項の規定による貸付けの対象となるものに限る。」 「可規定により市町村の委託を受けて一般廃棄物処理施設(前条第 第五条 第十五条の十一第一項の規定は、センターが第十五条の六

行われた場合について準用する。れる第十五条の十一第一項の規定によりセンターに対し貸付けが2.前条第六項から第八項までの規定は、前項の規定により準用さ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)(抄) (第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現
附則	附則
第三条 (略) (一般廃棄物処理施設に関する経過措置)	第三条(略)(一般廃棄物処理施設に関する経過措置)
2~5 (略)	2~5 (略)
物最終処分場であって、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前6(新法第八条の五の規定は、同条第一項に規定する特定一般廃棄)	物最終処分場であって、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前6(新法第八条の五の規定は、同条第一項に規定する特定一般廃棄)
日までは、適用しない。に埋立処分が開始されたものについては、平成十八年三月三十一	に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。
7 (略)	7 (略)
(産業廃棄物処理施設に関する経過措置)	(産業廃棄物処理施設に関する経過措置)
第五条 (略)	第五条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 新法第十五条の二の三において準用する新法第八条の五の規定	6 新法第十五条の二の三において準用する新法第八条の五の規定
は、新法第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設で	は、新法第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設で
ある産業廃棄物の最終処分場であって、附則第一条第一号に掲げ	ある産業廃棄物の最終処分場であって、附則第一条第一号に掲げ
	る規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用し
八年三月三十一日までは、適用しない。	ない。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成十三年法律第六十五号) (抄) ( 第三条関係)

ることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行う処分されないことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ず査若しくは収去は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実かつ適正による環境大臣による命令、報告の徴収又はその職員による立入検第二十条 第十六条第一項、第十七条又は第十八条第一項の規定に(緊急時における環境大臣の事務執行)	境大臣に対して再審査請求をすることができる。 規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環 の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行 の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行 (政令で定める市の長により都道府県知事の権限に属する事務	い。、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならなり、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関しり、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関しき業者等」という。)は、毎年度、環境省令で定めるところによ事業者等」という。)は、毎年度、現下同じ。)する者(以下「第八条 事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分(再生するこ(保管等の届出)	改正案
とを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものされないことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるこしくは収去は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実かつ適正に処分環境大臣による命令、報告の徴収又はその職員による立入検査若第十九条(第十六条第一項、第十七条又は前条第一項の規定による(緊急時における環境大臣の事務執行)		別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に届け出な「場合で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市又は特権省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市又は特め、という。)は、毎年度、環境省令で定めるところにより、とを含む。第二十一条を除き、以下同じ。)する者(以下「事業第八条 事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分(再生するこ(保管等の届出)	現行

第二十二条 第十六条、第十七条及び第十八条第一項の規定により 第二十一条 受託事務とする。 二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定 都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法 (昭和二十 ものとする。 (事務の区分) (国の措置) (略) 第二十二条 第十六条、第十七条及び第十八条第一項の規定により 第二十一条 第二十条 とする。 る事務は、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二条第 都道府県、 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 特別区の長がした処分についての審査請求の裁決に不服のある者 (事務の区分) (国の措置) (再審査請求) 環境大臣に対して再審査請求をすることができる。 (略) 保健所を設置する市又は特別区が行うこととされてい 第十六条第一項の規定により保健所を設置する市又は

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄) (附則第八条関係)

	改 正 案			現行
別表第一第	一号法定受託事務(第二条関係)	別 表 第	第	一号法定受託事務(第二条関係)
法律	事	法	律	事
(略)	(略)	m fz	略)	(略)
廃棄物の	第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十	廃	廃 棄 物 の	第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、
処理及び	二条の六、第十四条第一項、第五項 (第十四条の	処	処理及び	二条の六、第十四条第一項、第五項 (第十四条の
清掃に関	二第二項において準用する場合を含む。)、第六	清	清掃に関	二第二項において準用する場合を含む。)、
する法律	項及び第十項(第十四条の二第二項において準用	すっ	する法律	項及び第十項 (第十四条の二第二項において準用
(昭和四	する場合を含む。)、第十四条の二第一項、同条	<u></u>	(昭和四	する場合を含む。)、第十四条の二第一項、
十五年法	第三項において読み替えて準用する第七条の二第	+	十五年法	第三項において読み替えて準用する第七条の二第
律第百三	三項及び第四項、第十四条の三(第十四条の六に	律	律第百三	三項、第十四条の三 ( 第十四条の六において読み
十七号)	おいて読み替えて準用する場合を含む。)、第十		十七号)	替えて準用する場合を含む。)、第十四条の三の
	四条の三の二(第十四条の六において読み替えて			二 ( 第十四条の六において読み替えて準用する場
	準用する場合を含む。)、第十四条の四第一項、			合を含む。)、第十四条の四第一項、第五項(第
	第五項(第十四条の五第二項において準用する場			十四条の五第二項において準用する場合を含む。
	合を含む。)、第六項及び第十項(第十四条の五			))、第六項及び第十項(第十四条の五第二項にお
	第二項において準用する場合を含む。)、第十四			いて準用する場合を含む。)、第十四条の五第一
	条の五第一項、同条第三項において読み替えて準			項、同条第三項において読み替えて準用する第七
	用する第七条の二第三項及び第四項、第十五条第			条の二第三項、第十五条第一項、同条第四項から
	一項、同条第四項から第六項まで(第十五条の二			第六項まで (第十五条の二の五第二項においてこ
	の五第二項においてこれらの規定を準用する場合			れらの規定を準用する場合を含む。)、第十五条

$\overline{}$

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)(抄) ( )別第九条関係)

	生活環境施設		(略)	事業	別表 (第三条関係)	
号) 第八条第一項に規十五年法律第百三十七に関する法律(昭和四廃棄物の処理及び清掃	置又は改築	こ見定する下水道法第二条第二号		の 区 分		改正
市 町 村	市 町 村	県	(略)	事 業 主 体		案
三 分 の 一	合定の気のの一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方	合定の範囲内の割	(略)	割合 負担		
					別	
	生 活環 境 施 設		(略)	事業	別表(第三条関係)	
号) 第二十二条第一号十五年法律第百三十七に関する法律(昭和四廃棄物の処理及び清掃	置又は改築	こ見定する下水道 分子水道法第二条第二号		の 区 分	(1)	現 現 行
市 町 村 三 分 の	市 町 村	県	(略)	事業主体		
		合のの知のの知のの知のの知のの知のの知のの知のの知のの知のの知のの知のの知のの知		割合負担		1

	(画)	各				
				でし居外田が記り記録	ゾン尿処里布殳の殳置	定するごみ処理施設及
	( 岜)	ト各ノ				
	(曲)	<b>、各</b> ノ				
(田)	くなり					
			一 設置	言刀でし庭父丑放言で	受及びし家児里を受力	に規定するごみ処理施
( 画)	<u></u> 各 ン					
( 画)	<u></u>					

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)(抄) (傍線の部分は改正部分)(附則第十条関係)

					別	
	(略)	理施設の設置の事業第二条第三項第三号の廃棄物の処	(略)	事業の区分	別表(第三条関係)	改正
	(略)	一日までに定められた 一日までに定められた 一日までに定められた 小降に定められた公害 防止計画に基づく 事業 二分の一 で定める割合	(略)	国の負担割合		案
					別	
(略)		理施設の設置の事業第二条第三項第三号の廃棄物の処	(略)	事業の区分	別表(第三条関係)	現
(略)	の規定に基づく国の補の規定に基づく国の補	関する去津第二十二条 一 日までに定められた 一 日までに定められた 小降に定められた公害 以降に定められた公害 以降に定められた公害 以降に定められた公害 一日までに定められた	(略)	国の負担割合		行

広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)(抄) ( 附則第十一条関係 )

	場合について準用する。第二十六条第一項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた二十二項及り第二十四項の規定に、前項の規定により準用される	場合について準用する。 第二十六条第一項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた二十二項及び第二十四項の規定は、前項の規定により準用される	場第二
	こし四頁)見記は、附則第四条第六項及	- 二質をがきニーロ質の見記は、竹質の見記により重用される廃棄物処理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第	2
	し付ける」と読み替えるものとする。	付ける」と読み替えるものとする。	し
2/	のは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸	のは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸	の
<b>.</b>	助」とあるのは「国の貸付け」と、「交付すべき補助金」とある	助」とあるのは「国の貸付け」と、「交付すべき補助金」とある	助
	いて準用する。この場合において、第二十六条第一項中「国の補	て準用する。この場合において、第二十六条第一項中「国の補	۱۱
	則第十六項の規定による貸付けの対象となるものを行う場合につ	則第十六項の規定による貸付けの対象となるものを行う場合につ	則
	設又は改良の工事で廃棄物処理法附則第四条第二項又は港湾法附	設又は改良の工事で廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附	設
	より地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建	より地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建	ょ
	第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定に	条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定に	第三条
	(国の無利子貸付け等)	国の無利子貸付け等)	$\overline{}$
	附則	附則	
	現	改正案	
Ű	(傍線の部分は改正部分)		

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第八十四号)(抄) ( 附則第十二条関係 )

(傍線の部分は改正部分)

す る 。 間、	こより	建 建 築	第十二条	 ( 食		
间	こととされている事務より特別区が処理し、	物における		品衛生法 等	則	
都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものと	こととされている事務のうち、政令で定めるものについては、当より特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行する	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところに「「第一でのディー・データの確保に関する法律の定めるところに	この法律による改正後の食品衛生法、	( 食品衛生法等の一部改正に伴う経過措置)		改
都知事が管	(のうち、政令で定めるものに又は特別区の区長が管理し、	の確保に関	正後の食品	に伴う経過		Œ
理し、及び	定めるものである。	する法律の	4	措 置 )		案
5執行するも	のについては、当り、及び執行する	の定めるとこ	狂犬病予防法及び			
ものと	は、する					
都知事が管理し、ち、政令で定める	特別区の	築物にお	第十二条	(食品衛	附寸	
ଚ	特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうび清掃に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は	築物における衛生的環境の確保に関する法律及び廃棄物の処理及	この法律による改正後の食品衛生法、	(食品衛生法等の一	則	
及び執行するものとする。ものについては、当分の間、	位、及びなりのである。	環境の確認	よる改正は	部改正に		現
るものとすては、当分	執行することころによ	保に関する	後の食品衛	部改正に伴う経過措置)		行
闿	ととされ	法律及び		置 )		
都が処理し、又は	ている事務が処理し、	廃棄物の加	狂犬病予防法、			
又は	のスけ	理及	<b>运</b> 建			

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十八号)(抄) ( )別第十三条関係)

改正案	現
(定義)	(定義)
略	(略)
3 この法律において「支障除去等事業」とは、都道府県又は廃棄	3 この法律において「支障除去等事業」とは、都道府県又は保健
物処理法第二十四条の二第一項の規定によりその長が廃棄物処理	所を設置する市 (以下「都道府県等」という。) が行う廃棄物処
法第十九条の八第一項に規定する事務を行うこととされた市 (以	理法第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置に係る
下「政令市」という。) が行う同項の規定による支障の除去等の	事業をいう。
措置に係る事業をいう。	
4 (略)	4 (略)
(実施計画)	(実施計画)
第四条 都道府県又は政令市 (以下「都道府県等」という。)は、	第四条 都道府県等は、基本方針に即して、当該都道府県等の区域
基本方針に即して、当該都道府県等の区域(都道府県にあっては	(都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある保健所を設
、当該都道府県の区域内にある政令市の区域を除く。以下同じ。	置する市の区域を除く。以下同じ。)内における特定産業廃棄物
)内における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関	に起因する支障の除去等の実施に関する計画(以下「実施計画」
する計画(以下「実施計画」という。)を定めることができる。	という。)を定めることができる。
2~7 (略)	2~7 (略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十号)(抄) ( 附則第十四条関係 ) (傍線の部分は改正部分)

	改正案	現行
1	附則	附則
	(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部	(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部
	改正に伴う経過措置)	改正に伴う経過措置)
	第七条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処す	第七条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処す
	るための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一	るための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第
	一号に定める日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの	号に定める日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの
	間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法	間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法
	律別表第四十二号の規定の適用については、同号中「第二十五条	律別表第四十二号の規定の適用については、同号中「第二十五条
	第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、「第五号」	第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、「若しくは
	とあるのは「第七号」と、「第六号」とあるのは「第八号」と、	第八号 (不法投棄) 又は第二十六条第五号 (産業廃棄物の処理の
	「若しくは第八号(不法投棄)又は第二十六条第五号(産業廃棄	受託)」とあるのは「、第八号 (産業廃棄物の処理の受託)若し
	物の処理の受託)」とあるのは「、第十三号 (産業廃棄物の処理	くは第九号 (不法投棄) の罪又は同号に掲げる罪に係る同条第二
	の受託) 若しくは第十四号 (不法投棄) の罪又は同号に掲げる罪	項(不法投棄の罪に係る未遂罪)」とする。
	に係る同条第二項(不法投棄の罪に係る未遂罪)」とする。	